

社会福祉法人幸洋福祉会

代表者： 理事長 中島 洋二

所在地： 下松市大字来巻944-1

事業内容： 社会福祉事業

労働者数： 106人（男性 29人、女性 77人）



1 一般事業主行動計画の期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日までの3年間

2 目標

- (1) 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前・産後休業制度等の諸制度を周知する。
- (2) 行動計画期間中の育児休業取得につき、男性1人以上、女性は前計画期間の1人より増加させる。
- (3) 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設け実施する。

3 対策と実施状況

- (1) 行動計画期間中に複数回「育児・介護休業等説明会」を開催し、制度概要を説明・周知。
- (2) 男性は2人が育児休業を取得。女性は増加し3人取得。
- (3) 平成27年5月以降、毎週水曜日にノー残業デーを設けることとし、以後、毎月の主任会議において、実施状況を確認。

○認定企業にインタビュー

《事業主の声／社会福祉法人幸洋福祉会 理事長 中島 洋二》

これまで複数名の職員が育児休業を取得し、今後も取得予定者がおります。職員が仕事と子育てを両立させていくためには、時間外労働を短縮し、男性の育児休業取得率を向上させる等が必要であると考えます。

《育児休業を取得した男性職員の声／施設サービス部長 亀山 雄樹》

私には3人の子供がおりますが、長男と次男の出生時に育児休業を取得しました。

育児休業中は、子供への授乳で昼も夜もない妻を少しでも支えようと、長女の保育所への送迎、食事の準備や掃除、洗濯、買い物などを慣れないながらもこなすことができました。

育児休業は、家族間の絆を深めることにもつながったと思います。

《育児休業を取得した女性職員の声／デイサービスセンター介護職員 河村 奈緒美》

昨年1月に長男を出産しましたが、妊娠中より「負担の少ない勤務」を考慮していただき、1年間の育児休業を取得しました。

職場復帰後は、育児短時間勤務制度を利用しながら、勤務を継続しています。

安心して仕事が続けられる環境が整備されている職場に感謝しています。